にっぽうニュース

（令和3年11月15日）

① 特許の制度

利用する機会は少ないかもしれませんが、知っておくと良い制度が存在します。

手続	時期（簡易的に記載）	内容
国内優先権の主張	出願から1年以内	明細書等の補正は出願時の範囲内でしかできないが、優先権を主張すれば、元の内容に新たな内容を追加した新出願をすることができる。
新規性喪失の例外	発表から1年以内に出願	出願前に発表すると新規性を失うが、適用を受ければ、自らの発表の事実は無かったものとして審査される。
出願分割	補正期間 拒絶査定から3月以内 特許査定から30日以内	明細書には関連性のない発明を記載しても良く、それを別出願することができる。拒絶理由が有る発明と無い発明を分けたり、審査を受けていない発明を分けたりする。
出願変更	拒絶査定から3月以内	実用新案や意匠に出願を変更することができる。
実用新案登録に基づく特許出願	実用新案登録出願から3年以内など	登録されると出願変更できなくなるが、実用新案権を放棄して特許出願にすることができる。
早期審査	審査請求後	審査は通常1年かかるが、早期審査にすれば2月となる。1年以内に特許になれば外国出願の判断に使える。拒絶になっても公開前ならやり直しが可能な場合もある。
出願公開請求	出願から1年6月の公開前	公開時からの侵害に対し、特許後に補償金を請求できるようになる。公開前に拒絶された場合は、他人の出願を排除するために公開しておくこともできる。
拒絶査定不服審判	拒絶査定から3月以内	拒絶査定に対しては、審判請求、出願分割、出願変更を検討できる。審判請求と同時に補正した場合は、審査官が先に審査した上で、審判官の合議による審理に進む。
異議申立て	特許公報発行から6月以内	誰でも審査の見直しを求めることができる。
無効審判	登録後	利害関係があれば特許性があったかどうか争うことができる。侵害訴訟への対抗措置に使われる。
名称変更・住所変更	出願中	出願中の案件全てに対して変更することができる。
登録名義人の表示変更	登録後	登録後は権利ごとに変更しなければならない。
出願人名義変更	出願中	登録される前に名義を変更する場合で料金が安い。
権利移転	登録後	登録された後に名義を変更する場合は料金が高い。

こちら特許部

NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp